

家畜商協会の預託事業に係る預託債権管理・回収要領

制定：平成31年3月15日付け31日畜協第75号
一部改正：平成31年4月10日付け31日畜協第81号
一部改正：令和3年8月3日付け3日畜協第156号
一部改正：令和4年7月22日付け4日畜協第156号
一部改正：令和5年3月10日付け5日畜協第56号
一部改正 令和7年3月21日付け7日畜協第51号

1. 目的

一般社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）が実施している肉用牛流通促進対策事業及び若齢子牛等預託事業（以下「協会預託事業」という。）に参加した者（以下「事業参加者」という。）に対する債権の管理及び回収を適正、かつ、円滑な実施を図るとともに、回収困難債権の発生を未然に防止するための対応策等を定める。

2. 通常時の対応

協会は、預託事業が協会の会員の組合員に預託を行うものであることから、事業の一部を組合に委託することとし、組合は以下の対応を行うものとする。

- (1) 事業参加者の所属する組合（以下「組合」という。）は、協会預託事業に参加しようとする者の経営状況を審査し、健全な肉用牛経営を行っている者を協会へ推薦するものとする。
- (2) 組合は、預託債権の管理回収を適正に行うため、以下の者で構成するプロジェクトチームを予め設置しておく。
 - ア 責任者：1名
 - イ 副責任者：1名から2名
 - ウ 委員：組合役員ほか（数名）
- (3) (2)のプロジェクトチームは、随時、以下の検討を行うものとする。
 - ア プロジェクトチームの各委員の役割分担
 - イ 肉用牛流通促進対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）第8条第1項の規定に基づき提出された決算資料に基づく課題・問題点の洗い出しと対応策
- (4) 組合は、協会預託事業の円滑な運営を図るため、日頃から事業参加者の肉用牛の飼養管理及び経営管理技術の向上に努めるものとする。

このため、組合は事業参加者に対して以下のような取り組みを積極的に実施するとともに、事業参加者同士による相互研鑽を図るよう指導に努めるものとする。

 - ア 事業参加者の経営実態の把握
 - (ア) 事業参加者自らによる記帳の励行
 - (イ) 記帳結果に基づく経営分析と経営改善指導

3. 経営が思わしくない者に対する濃密指導等

協会は、事業参加者から所得税申告書等を徴求し、「肉用牛預託事業等の参加承認基準及び肉用牛預託事業等採択に係る事務局専決基準」別添の分析シートを作成し、財務状況等を勘案した経営分析を行う。要改善（D）又は与信慎重（E）の判定の場合は、経営が思わしくない者として以下の対応を行うものとする。

(1) 組合の対応

- ア 組合は、技術的、経営的両面から問題点の抽出、その解決のための方策の検討、実行、確認等の指導を重点的に実施し、経営の改善に努めるとともに、モニタリングを強化する（定期的なモニタリングに加え、不定期の現地確認を実施）。
- イ 2. (1)のイのプロジェクトチームは、万一の場合に備え予め以下の検討を行うものとする。
 - (ア) 事業参加者に預託債権の支払い遅延が発生した場合の基本的な対応方法

(イ) 経営破綻等により事業参加者の経営の継続が不能となった場合の基本的な対応方法

(2) 協会の対応

ア 協会は、預託牛明細とトレサデータとの照合を毎月複数回行うものとする。

また、販売等の事実が見つかったときは、当該事業参加者（組合経由）に対し、事実確認を行うとともに、素牛購入代金等の支払い請求を行うものとする。

イ 協会は、事業参加者の経営状況の現地確認及び協会預託牛の現物確認を年に複数回行うものとする。

ウ 協会は、審査委員会を開催し、以下の検討を行うものとする。

(ア) 事業参加者に預託債権の支払い遅延が発生した場合の基本的な対応方法

(イ) 経営破綻等により事業参加者の経営の継続が不能となった場合の基本的な対応方法

4. 預託債権の支払い遅延が発生した場合の対応

預託債権の支払い遅延が発生した場合は、以下の対応を行うものとする。

(1) 組合の対応

ア 組合は、協会から(2)のイの督促が行われたとき、役職員及びプロジェクトチームで以下の検討を行うとともに、決定された事項を実施する。

(ア) 預託債権の回収時期、回収方法

(イ) 預託債権支払い遅延の未然防止策

(2) 協会の対応

ア 協会は、3.(2)のア～ウと同様の措置を講じるものとする。

イ 協会は、当該事業参加者に対し、支払い請求を行ったものの、期日までに素牛購入代金等の入金がない場合は、当該事業参加者に対し、書面（内容証明書付き）による督促を行うとともに、その事実を組合に通知するものとする。

ウ 協会は、イの督促を行ったものの、当該事業参加者から期日までに入金がない場合は、現地調査及び組合との協議を実施し、対応策を検討するものとする。

なお、イの期日から60日以上経過しても入金が無い場合は、経営破綻とみなして下記5.の対応を行うものとする。

5. 経営破綻等により事業参加者の経営の継続が不能となった場合の対応

(1) 協会は、事業参加者の破産手続き申請等により経営破綻が明確になった場合又は事業参加者の病気などにより預託牛の飼養管理が困難と認められるときは、現地調査及び組合との協議を実施し、対応を検討するものとする。

これらの協議結果の実施に際しては、事業参加者の経営破綻の原因が破産、民事再生法等の債権者の権利行使を制限し、事業参加者の財産の管理処分権を制限するものであるときは、開始決定前は破産等の申立人、開始決定後は管財人等の事業参加者の財産の管理処分権を有する者（以下、「管理処分権者」という。）に対して、預託牛の所有権は販売直前までは協会に帰属していること、預託牛に協会の債権者である金融機関の担保が設定されている場合はそのことなどを説明し、管理処分権者の了解を得て実施するものとする。

(2) 協会は、審査委員会の委員等及び該当組合の代表者外若干名の理事で構成する合同審査委員会を緊急に開催し、(1)の結果報告及び対応策の検討を行うものとする。

なお、検討事項は、以下の事項を含むものとするが、預託先の変更を優先的に行うものとする。

ア 該当組合の組合員を対象とした実施事項についての検討

(ア) 預託を継続するための検討

① 当該事業参加者の預託牛の一時飼養場所設置の有無

② 当該預託牛の一時飼養場所への具体的移動方法

③ 組合の他の事業参加者に対する預託先変更実施の有無

なお、預託先変更に係る取決め条件は以下のいずれも満たすものとする。

- i 協会合が提示した評価額（原則として肉用子牛等購入立替費用に金利相当額を加算した額）で預託先を変更し、その牛を出荷・販売したとき、当該預託変更先は原則として当該評価額に金利相当額を加算した額を協会に返済すること
- ii 譲渡担保権設定契約書及び指図による占有移転等に関わる合意書の変更、その他保全に必要な書類を作成すること

(イ) 預託先が見つからない場合の検討

① 組合員を対象とする一般競争入札販売実施の有無

なお、一般競争入札販売の売渡最低価格は、原則として肉用子牛等購入立替費用に金利相当額を加算した額を上回る額とする。

② 家畜市場又は食肉市場に対する販売実施の有無

(ウ) (ア) の①～(イ) の②の取組み順位、それぞれの処分・回収可能な頭数・金額の見込み

イ 該当組合の組合員以外を対象とした実施事項についての検討

組合の実施が難しい場合は、以下の検討を行うものとする。

(ア) 該当組合の組合員以外の他の事業参加者に対し、預託先変更実施の有無

なお、預託先変更に係る取決め条件はア(ア)③の条件と同一とする。

(イ) 該当組合以外の家畜商組合の組合員を対象とする一般競争入札販売実施の有無

なお、一般競争入札販売の売渡最低価格は、原則として肉用子牛等購入立替費用に金利相当額を加算した額を上回る額とする。

(ウ) 家畜市場又は食肉市場に対する販売実施の有無

(エ) (ア)～(ウ)の取組み順位、それぞれの処分・回収可能な頭数・金額の見込み

(3) 協会は、必要に応じ組合と対応策を協議する。

(4) 組合又は協会は、(2)及び(3)の協議結果に基づき、管理処分権者の了解が必要な場合にはその了解を得て、具体的な取組みを実施するものとする。

(5) 協会は、(4)の措置を講じても回収額が協会の預託債権額を下回る場合は、以下の順序で各預り金を充当するものとする。

ア 経営の継続が不能となった事業参加者から預かっている事業継続負担金及び保証金

イ アの金額による回収額を加えても協会の預託債権額を下回る場合は、アの事業参加者以外の者から預かっている事業継続負担金

(6) 組合は、経済的な責任を負わないものとする。

6. 本要領の制定、改正及び廃止

(1) 本要領の制定、改正及び廃止については、理事会の議決を経て行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、会長は以下の事項について審査委員会の承認を経て行うことができるものとする。

なお、会長は、この規定に基づき本要領を改正した場合、直近時に開催される理事会に報告するものとする。

ア 実施規程の改正に伴う本要領の改正

イ 様式の制定、追加、変更及び廃止

附則（平成31年3月15日理事会承認）

本要領は、平成31年3月15日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月10日審査委員会決定）

この要領は、審査委員会の承認があった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月3日審査委員会決定）

この要領は、審査委員会の承認があった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月22日審査委員会決定）

この要領は、審査委員会の承認があった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年3月10日理事会承認）

本要領は、令和5年3月10日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和7年3月12日理事会承認）

本要領は、令和7年3月12日に施行し、令和7年4月1日から適用する。